

東京都地域訓練協議会設置要綱

1 目的

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する「就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的な認定職業訓練」（以下「求職者支援訓練」という。）を実施するにあたり、国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模の認定、訓練実施機関の開拓や地域の関係機関間の連携方策等について企画・検討を行う協議の場として、東京労働局に下記機関の構成員による「東京都地域訓練協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

さらに、求職者支援訓練の具体的な協議や調整等を行うことを目的として、各関係機関の実務担当者から構成される、「東京都地域訓練協議会ワーキングチーム」（以下、「ワーキングチーム」という）を設置する。

2 構成員等

- | | |
|---------------|---|
| (1) 有識者 | |
| (2) 産業界 | 東京経営者協会
東京商工会議所
東京都中小企業団体中央会
東京都商工会連合会 |
| (3) 労働者団体 | 日本労働組合総連合会東京都連合会 |
| (4) 教育・教育訓練機関 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部
公益社団法人東京都専修学校各種学校協会
社団法人全国産業人能力開発団体連合会
東京都職業能力開発協会 |
| (5) 地方公共団体 | 東京都産業労働局雇用就業部
東京都教育庁 |
| (6) 東京労働局 | |
| (7) その他 | 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。 |

3 会長

- (1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- (3) 会長に事故があるときは、指名する委員が、その職務を代理する。

4 協議会の開催

協議会は、原則として年2回開催し、中央訓練協議会の開催に合わせて開催する。

5 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 東京都における公的職業訓練の訓練実施分野及び規模（目標）の設定に関すること。
- (2) 訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関すること。
- (3) 公的職業訓練の効果的な実施の推進に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

6 事務局

協議会の事務局は、東京労働局職業安定部に置く。

7 東京都地域訓練協議会ワーキングチームの開催

東京労働局職業安定部長を部会長とした、関係機関の実務担当者によるワーキングチームについては、必要に応じて招集するものとする。

8 協議会の庶務

協議会の庶務は東京労働局職業安定部で行う。

9 その他

- (1) 協議会の議事については、別に協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月19日から施行する。

平成24年4月27日に改定する。

平成27年10月1日に改定する。

平成28年4月12日に改定する。